

京都市告示第 289 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の介護機関から変更及び廃止の届出がありました。

平成17年7月29日

京都市長 榎本頼兼

介護機関所在地変更

サービスの種類	名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
居宅介護支援事業者	(医) 社団洛和会 訪問看護ステーション花山	山科区日ノ岡石塚 町13 大成ハイ ツ110	山科区日ノ岡石塚 町54番地2	平成17年6月1日

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問看護	梅田医院	中京区西ノ京北円町59	平成17年5月17日
訪問看護	児嶋医院	下京区大宮通仏小路下る五坊大宮町 80新日勝ビル4階	平成17年5月31日
居宅療養管理指導	梅田医院	中京区西ノ京北円町59	平成17年5月17日
居宅療養管理指導	児嶋医院	下京区大宮通仏小路下る五坊大宮町 80新日勝ビル4階	平成17年5月31日
居宅療養管理指導	カキノキ薬局	左京区吉田下阿達町36	平成17年4月7日
福祉用具貸与	(有)スガワメディカル サービス	西京区松室追上ゲ町18番地2	平成17年5月19日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)